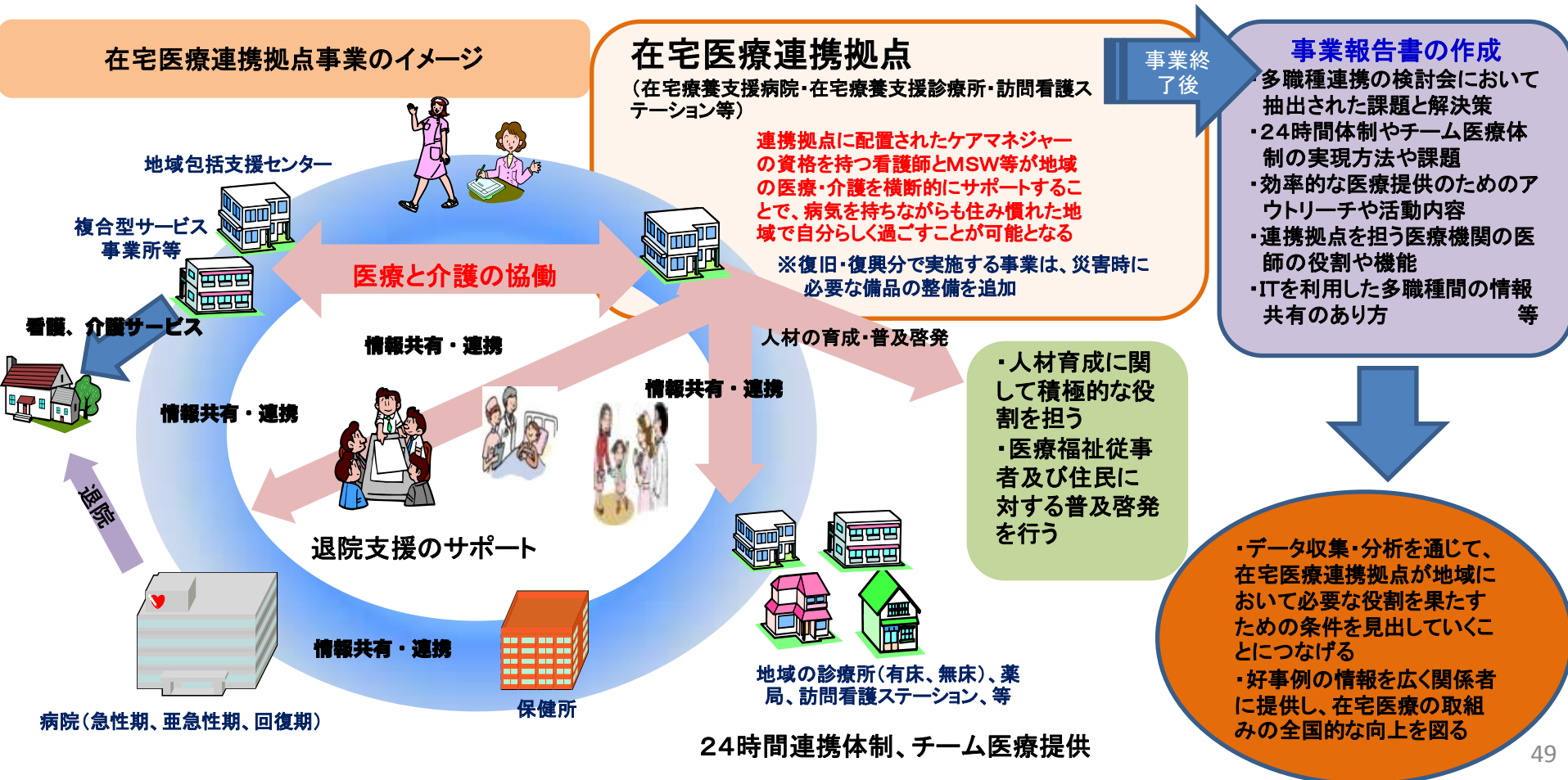


在宅医療連携拠点事業

■本事業の目的

- 高齢者の増加、価値観の多様化に伴い、病気をもちつつも可能な限り住み慣れた場所で自分らしく過ごす「生活の質」を重視する医療が求められている。
- このため、在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指す。



在宅医療連携拠点が行う事業

1) 多職種連携の課題に対する解決策の抽出

- ・地域の在宅医療に関わる多職種(病院関係者・介護従事者等も含む)が一堂に会する場を設定する(年4回以上)。そのうち一回は、各地域の行政担当官及び各関連施設の管理者が参加する会合を設定する。

2) 在宅医療従事者の負担軽減の支援

- ・24時間対応の在宅医療提供体制の構築
 - －24時間対応が困難な診療所、保険薬局及び小規模ゆえ緊急時や夜間・休日対応の困難な訪問看護ステーション等が在宅医療を提供する際、その負担を軽減するため、各々の機関の連携により、互いに機能を補完する体制を構築する。
- ・チーム医療を提供するための情報共有システムの整備
 - －異なる機関に所属する多職種が適宜、患者に関する情報を共有できる体制を構築する。

3) 効率的な医療提供のための多職種連携

- ・連携拠点到配置された介護支援専門員の資格を持つ看護師等と医療ソーシャルワーカーが、地域の医療・福祉・保健資源の機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、様々な支援を包括的かつ継続的に提供するように関係機関に働きかけを行う。

4) 在宅医療に関する地域住民への普及啓発

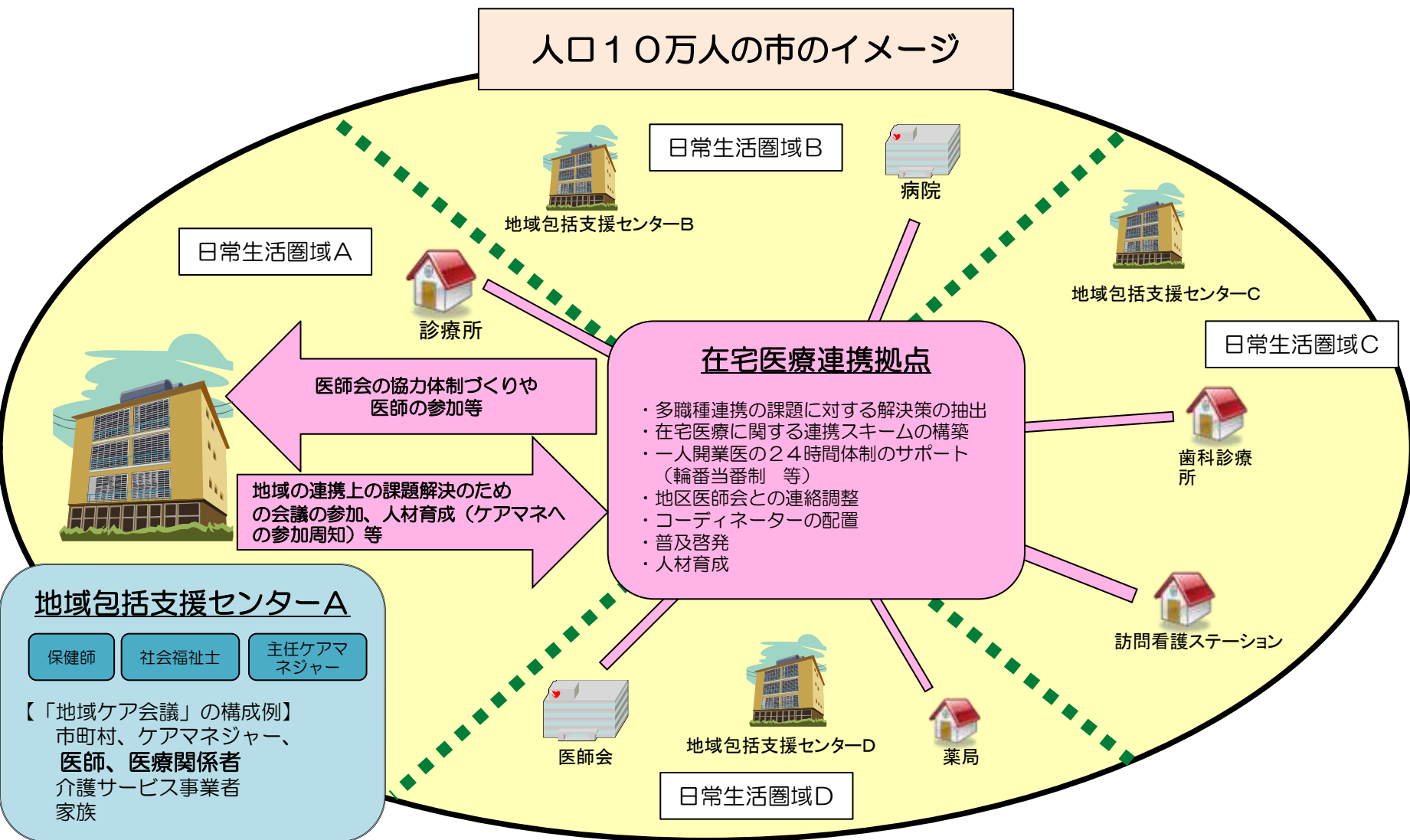
- ・在宅医療やそれに従事する職種の機能や役割を広く地域住民に紹介し、地域に浸透させるためのフォーラムや講演会等の開催やパンフレットの発行を通して、在宅医療の普及を図る。

5) 在宅医療に従事する人材育成

- ・連携拠点のスタッフは、多職種協働による人材育成事業の研修のいずれかに参加し、都道府県リーダーまたは地域リーダーとして、在宅医療に関わる人材の育成に積極的に関与すること。

(参考1)

地域包括ケア体制について(イメージ)



※ 地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点の連携は、地域の実情により柔軟に行う。

在宅医療・介護連携において関係者をお願いしたい役割 ～市町村、郡市医師会～

【市町村】

- ・郡市医師会等関係者と連携し、拠点事業者による在宅医療・介護サービス提供主体の連携の取り組みを支援し、地域全体の取り組みに広げる（多職種連携カンファレンスへの参加の連名での呼びかけ、拠点事業者の依頼に基づく各ステークホルダー間の調整等）
- ・郡市医師会と連携し、地域の在宅医療に関わる医療機関への働きかけ（24時間体制のバックアップ体制の調整、後方病床を果たす病院への協力依頼等）
- ・地域包括支援センターの運営に際して、拠点事業者との連携を図る
- ・地域住民への在宅医療・介護の普及啓発
- ・多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業地域リーダー研修への参加

【郡市医師会】

- ・多職種協働による在宅医療の提供やそのための研修への参加、拠点事業への協力について、地域医療を担う医師に呼びかけ
- ・市町村と連携し、地域の在宅医療に携わる医療機関への働きかけ（24時間体制のバックアップ体制の調整、後方病床を果たす病院への協力依頼等）
- ・地域の医療関係団体への在宅医療推進の働きかけや調整
- ・地域ケア会議への医師の参加の呼びかけなど、地域包括支援センターとの連携
- ・多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業地域リーダー研修への参加